

2024年6月4日

不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書

不動産投資信託証券発行者名

サムティ・レジデンシャル投資法人
代表者名 執行役員 高橋 雅史
(コード: 3459)

資産運用会社名

サムティアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役 高橋 雅史
問合せ先 T E L. 03-5220-3841

2024年6月4日現在のサムティ・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の発行者等の運用体制等について次のとおり報告します。

1. 基本情報

(1) コンプライアンスに関する基本方針

① 概要

サムティアセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は法令遵守を経営方針にあげ、経営陣が積極的に法令遵守体制、内部コントロール体制の整備・強化に努めています。適正な運用体制を構築するため、本資産運用会社のコンプライアンスに関する事項を担当する責任者としてシニア・コンプライアンスオフィサーを配置し、他の部門に対する社内牽制機能の実効性を確保します。さらに、レジデンシャルリート・コンプライアンス委員会の設置運営により重層的な本投資法人の法令等遵守体制を確立します。

② 取締役会

取締役会は、業務執行の最終責任を負う機関として、コンプライアンスの徹底を図り、レジデンシャルリート・コンプライアンス委員会等における承認事項等の報告を受けるとともに、本資産運用会社のコンプライアンスに関する重要事項について決議します。

③ レジデンシャルリート・コンプライアンス委員会

レジデンシャルリート・コンプライアンス委員会は、取締役会及びシニア・コンプライアンスオフィサーと連携し、「レジデンシャルリート・コンプライアンス委員会規程」に定める業務を担います。

④ シニア・コンプライアンスオフィサー

シニア・コンプライアンスオフィサーは、本資産運用会社におけるコンプライアンス責任者として、社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令その他のルールを遵守する社内の規範意識を醸成することに努めます。このため、シニア・コンプライアンスオフィサーは、本資産運用会社による資産運用における業務執行が、法令、その他の諸規程等に基づいていることを常に監視し、日常の業務執行においてもコンプライアンス遵守状況の監視監督を行います。かかるシニア・コンプライアンスオフィサーの職責の重大性に鑑み、シニア・コンプライアンスオフィサーには、法令・規範の遵守のための十分な審査・監督能力を有する人材を選任します。

メインスポンサーは、当該適格不動産への投資判断のために必要な資料として本資産運用会社が要請する資料を提供します。本投資法人及び本資産運用会社は、当該資料を受領した日（同日を含みます。）から所定の期間（以下「第二次検討期間」といいます。）内に、当該適格不動産の取得意向の有無をメインスポンサーに対して通知します。

- (iv) 第二次検討期間内に、本投資法人又は本資産運用会社から検討の結果取得の意向がない旨を書面にて通知された場合、又は、検討結果を書面にて通知されなかった場合には、メインスポンサー、グループＳＰＣ及びグループ会社は、当該適格不動産の売却に関する情報を第三者に提供することができます。
- (v) 第二次検討期間内に、本投資法人又は本資産運用会社から、取得の意向がある旨を書面にて通知された後、本投資法人又は本資産運用会社から、取得の条件の交渉を終了する旨を書面にて通知された場合には、メインスポンサー、グループＳＰＣ及びグループ会社は、当該適格不動産の売却に関する情報を第三者に提供することができます。
- (vi) 上記(ii)、(iv) 又は(v)に基づく第三者に対する情報提供の結果、当該情報提供を受けた第三者が提示する購入条件又は優先的売買交渉権付与者が当該第三者に提示する売却条件が本投資法人及び本資産運用会社の提示した条件と同等又はそれよりも有利な条件であった場合、メインスポンサーは、自ら又は優先的売買交渉権付与者をして、本投資法人及び本資産運用会社に対してその取得の意向を再度確認し、本投資法人及び本資産運用会社が再交渉を希望する場合には、当該再交渉に応じるものとします。

<適用除外>

以下の事由がある場合には、優先的売買交渉権の付与は行われません。

- (i) 第三者との共同事業に基づき開発・取得した不動産等で、当該第三者に譲渡又は優先的売買交渉権を付与することをあらかじめ合意している場合
- (ii) 共有持分、出資持分を一定の条件の下で他の共有者、出資者に譲渡又は優先的売買交渉権を付与することを他の共有者又は出資者との間であらかじめ合意している場合
- (iii) 行政機関の要請に基づいて不動産等を売却する場合
- (iv) メインスポンサーサポート契約締結前に既に締結済みの第三者との契約に基づき、当該第三者に対して優先的売買交渉権を付与することを要する場合

また、メインスポンサーは、自らの取引先である個人又は法人（デベロッパーを含みます。）が所有又は開発する国内の適格不動産について、当該個人又は法人が売却を検討していることを知った場合には、当該不動産等の所有者又は開発者の意向等で情報を提供することができない場合を除き、本投資法人及び本資産運用会社に対し、遅くとも第三者に情報を提供すると同時に当該不動産等に関する情報を提供します。

（注1）グループ会社が本投資法人又は本資産運用会社との間で物件情報の提供に関し別途の契約等を締結している場合には、当該契約等に定めるところによるものとされており、当該グループ会社に対して適用されません。

（注2）「適格不動産」とは、本投資法人の投資基準（本資産運用会社の資産運用ガイドライン）に合致すると合理的に判断される不動産等をいいます。

b. 再開発に関する支援

本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人の保有資産の再開発を希望する場合にはメインスポンサーに対し、第三者に先立ち当該不動産等に関する情報を優先的に提供するものとされています。

<メインスポンサーに対する優先的物件情報提供の概要>

- (i) 所定の期間、メインスポンサーが当該不動産等に係る再開発計画案（当該不動産等をメインスポンサーが買い取り、収益不動産（毎月一定の賃料収入のある不動産等のうち適格不動産に該当するものをいいます。）の再開発を行うことを内容とする再開発計画案に限ります。）による取得を優先的に検討できます。

- (ii) 上記所定の期間の経過まで、本投資法人及び本資産運用会社は、当該優先的売買交渉権の対象となる物件の情報を第三者に提供してはなりません。
- (iii) 所定の期間内に、メインスポンサーから、本投資法人及び本資産運用会社が合理的に満足する内容の再開発計画案の提出を受けた場合には、本投資法人及び本資産運用会社は、メインスポンサーに対し、第三者に先立ち当該不動産等に関する優先的売買交渉をする権利（以下本bにおいて、「優先的売買交渉権」といいます。）を付与します。

＜優先的売買交渉権の概要＞

- (i) 所定の期間経過まで、本投資法人及び本資産運用会社は、メインスポンサー以外の第三者との間で、当該不動産等に関する売買その他の処分に関する交渉を行ってはならず、かつ、当該不動産等に関する情報も提供してはならず、また、メインスポンサーとの間で、当該不動産等の売買交渉をします。
- (ii) 情報提供の結果、当該情報提供を受けた第三者が提示する購入条件又は本投資法人及び本資産運用会社が当該第三者に提示する売却条件がメインスポンサーの提示した条件と同等又はそれよりも有利であった場合、メインスポンサーに対しその購入意思を再度確認し、メインスポンサーが再交渉を希望する場合には、当該再交渉に応じます。

c. ウェアハウジング機能の提供

本投資法人及び本資産運用会社は、将来における本投資法人による適格不動産の取得を目的として、メインスポンサーサポート契約当事者以外の第三者である売主により保有又は運用されている適格不動産（以下本cにおいて、「取得予定不動産等」といいます。）の取得及び一時的な保有（以下本cにおいて、「ウェアハウジング」といいます。）をメインスポンサーに依頼することができます。

＜メインスポンサーが提供するウェアハウジング機能の概要＞

- (i) 本投資法人及び本資産運用会社は、取得予定期限並びに取得予定期価格又は取得価格の決定方法を提示した上で、ウェアハウジングをメインスポンサーに依頼することができます。
- (ii) メインスポンサーが上記の依頼を受諾した場合、メインスポンサー、本投資法人及び本資産運用会社は、基本的事項について書面により合意し、メインスポンサーは、かかる合意に基づきメインスポンサーにおいて当該取得予定不動産等を取得し、保有します。
- (iii) メインスポンサーは、取得予定不動産等を取得した場合、本投資法人及び本資産運用会社が提示した取得予定期限を経過するまでの間、本投資法人以外の第三者に当該取得予定不動産等の売却その他の処分の申入れをしてはならず、また、かかる期間内に本投資法人及び本資産運用会社が取得を申し出た場合、メインスポンサー、本投資法人及び本資産運用会社との間で取得予定不動産等の売却に関する詳細を合意の上、当該取得予定不動産等を本投資法人に売却します。

本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人及び本資産運用会社が提示した取得予定期限に当該取得予定不動産等を取得することが困難となった場合には、メインスポンサーに対してその旨及び希望する延長後の取得予定期限を通知し、取得予定期限を延長することができます。ただし、かかる通知による取得予定期限の延長は、メインスポンサーの同意を得た場合を除き、原則として、通算で1年間を超えることはできません。

d. 売却先候補者等に関する情報の提供

メインスポンサーは、原則として、本投資法人及び本資産運用会社が保有資産の売却を予定している旨を通知した場合には、当該売却予定の不動産等を購入する意欲があると合理的に見込まれる購入希望者の情報を、本投資法人及び本資産運用会社に対し、第三者に先立ち優先的に提供します。

e. 賃料固定型マスターリース契約の提供

- k. 不動産の共同保有の機会の提供
本投資法人又は本資産運用会社は、本投資法人が保有又は取得する予定の不動産等についてメインスポンサーと共有することを望む場合には、メインスポンサーに対してこれを申し入れることができ、メインスポンサーは当該申し入れを受けた場合には、当該不動産等の共有の可否について真摯に検討するものとします。
 - l. 人材の派遣及びノウハウの提供
メインスポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社の独自性を尊重しつつ、本投資法人から受託する資産運用業務の遂行に必要な不動産の運営管理の知識及びノウハウ等を本投資法人及び本資産運用会社に活用させるために、法令に反しない限度において、本資産運用会社に対するメインスポンサーからの人材の派遣を含めて、本資産運用会社が必要と考える人材を確保すること、及び本投資法人及び本資産運用会社が必要と考えるメインスポンサーのノウハウを提供することについて最大限の協力をするものとします。人材の派遣にはメインスポンサーからの転籍及び出向を含むものとし、派遣の条件等については、メインスポンサーと本資産運用会社とで協議の上別途決定するものとします。
 - m. その他の関連業務及び支援
メインスポンサーは、本投資法人又は本資産運用会社の依頼があった場合には、本資産運用会社に対し、法令に反しない範囲で、上記 a. から 1. までに掲げる業務に関する業務又はその他の必要な支援を行うものとします。
 - n. 有効期間
メインスポンサーサポート契約の有効期間は、契約の締結日から 10 年間とします。期間満了の 3か月前までに、契約当事者のいずれかから他の当事者全員に対して文書による申出がなされなかったときは、期間満了の日の翌日より 5 年間延長するものとし、その後も同様とします。ただし、本資産運用会社が本投資法人の資産運用会社ではなくなった場合等の一定の場合には、当該有効期間にかかるわらず当該時点において何らの通知を要することなく終了するものとします。
- (イ) サブスポンサーサポート契約の概要
- a. 各種情報の提供
サブスポンサーは、物件情報その他本資産運用会社の運営に関する情報で、本投資法人又は本資産運用会社にとって有用であると判断する情報を法令等に反しない範囲で、随時提供するものとします。
 - b. ブリッジファンドの組成等のサポート
サブスポンサーは、本投資法人への売却を前提として物件への投資を行うファンドを組成する際には、法令、内部規則及び諸契約に違反しない範囲で、サブスポンサーが適当と認める方法により、ブリッジファンドの組成等に関して、商業上合理的な範囲内で、協力するものとします。
 - c. 本資産運用会社の人材確保への協力
サブスポンサーは、本資産運用会社及び本投資法人の成長に伴い必要とされる本資産運用会社の役員及び従業員等の確保に関し、商業上合理的な範囲内で、協力するものとします。
 - d. 有効期間
サブスポンサーサポート契約の有効期間は、2025 年 3 月 27 日までとされております。期間満了の 3 か月前までに、契約当事者の

氏名	資産運用会社の役職名	選任理由・兼職理由	利益相反関係への態勢
長島 幸久	取締役 経営管理本部長 兼 経営管理部長 兼 リート企画部 部長	不動産の投資運用等に関する幅広い知識と経験を有していることから、本投資法人の補欠執行役員として適任であると考えます。本資産運用会社の取締役 経営管理本部長 兼 経営管理部長 兼 リート企画部 部長が本投資法人の補欠執行役員を兼務することによって本資産運用会社と本投資法人との連携がより一層強化されるものと考えます。また、兼職により本投資法人の役員会への機動的かつ的確な報告が可能となることにより業務運営の効率化を促進でき、同時に実態に即した詳細な審議に基づく経営判断及び意思決定を行うことができるものと考えます。	同上

③その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等（前②に記載された内容を除きます。）
該当事項はありません。

(2) 資産運用会社

①資産運用会社の役員の状況（2024年6月4日現在）

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	高橋 雅史	1996年4月 日興證券株式会社 1999年9月 American Life Insurance Company 2000年11月 株式会社秦不動産鑑定事務所 2004年4月 サムティ開発株式会社 2012年6月 サムティ株式会社 福岡支店長 2017年4月 同 不動産本部 不動産事業部長 2018年10月 サムティアセットマネジメント株式会社 同年11月 取締役 リート運用本部 副本部長 2019年2月 本投資法人 執行役員（現任） サムティアセットマネジメント株式会社 取締役 リート運用本部長 兼 リート企画部部長 同 取締役 リート運用本部長 同 代表取締役社長（現任）	—
取締役 ホテルリート 運用本部長	伊藤 節夫	1999年4月 井上特殊鋼株式会社 2000年3月 伊藤土木工業 2004年11月 株式会社河井鑑定調査 2008年2月 サムティ株式会社 2015年5月 同 支店統括本部 札幌支店長 2019年3月 同 支店統括本部 東京支店 同 副支店長 兼 新宿営業所長 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役 ファンド運用本部長 同 取締役 ファンド運用本部長 兼 ファンド運用本部 ホテルマ ネジメント部部長 同 取締役 ファンド運用本部長 同 取締役 ホテルリート運用本部長（現任）	—

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
取締役 アセット マネジメント 本部長	阿部 浩亮	<p>1996年4月 株式会社日栄</p> <p>2004年6月 サムティ開発株式会社 経理部</p> <p>2008年4月 同 内部統制室 室長</p> <p>2012年2月 同 経営管理部</p> <p>2013年4月 サムティ管理株式会社</p> <p>取締役（非常勤）</p> <p>2018年4月 サムティ株式会社 経営管理本部 経理部長</p> <p>2022年2月 サムティアセットマネジメント株式会社</p> <p>取締役 アセットマネジメント本部長（現任）</p>	—
取締役 経営管理本部長 兼 経営管理部長 兼 リート企画部 部長	長島 幸久	<p>2002年12月 リアルリンク株式会社</p> <p>2008年2月 アセット・マネジャーズ株式会社</p> <p>2012年3月 燐アセットマネージメント株式会社</p> <p>2014年10月 サムティアセットマネジメント株式会社</p> <p>2018年9月 リート運用本部 リート資産管理部 部長</p> <p>2021年2月 同 リート運用本部 リート投資運用部 部長</p> <p>2022年2月 同 リート運用本部長 兼 リート投資運用部 部長</p> <p>2023年6月 同 レジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャルリート投 資運用部 部長 兼 レジデンシャルリート資産管理部 部長</p> <p>2024年2月 同 レジデンシャルリート運用本部長 兼レジデンシャルリート投資 運用部 部長</p> <p>同 取締役 経営管理本部長 兼 経営管理部長 兼 リート企画部 部長（現任）</p>	—

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)	濱松 貴志	<p>1994年4月 株式会社大和銀行</p> <p>2004年8月 株式会社ウイルステージ</p> <p>2008年9月 燐アセットマネジメント株式会社 クライアントサービス部長</p> <p>2010年4月 同 投資運用本部長</p> <p>2012年11月 同 取締役 投資運用本部長</p> <p>2014年10月 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役 私募投資運用本部長</p> <p>2019年3月 同 取締役 ファンド運用本部長</p> <p>同年10月 同 取締役（非常勤） サムティ株式会社 経営企画部長</p> <p>2020年2月 同 執行役員 経営企画部長</p> <p>2023年4月 同 執行役員 経営管理本部長</p> <p>同年6月 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役（非常勤）（現任）</p> <p>同年10月 サムティ株式会社 執行役員 経営管理本部長 兼 人事総務部長 兼 経理部長</p> <p>2024年2月 同 取締役 経営管理本部担当</p> <p>同年6月 同 取締役 管理本部担当（非常勤）（現任） サムティホールディングス株式会社 取締役 財務戦略本部担当 兼 管理本部担当（現任）</p>	—

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)	増田 洋介	<p>1993年4月 オリックス株式会社</p> <p>2005年1月 燐キャピタルマネージメント株式会社 取締役 経営管理本部長</p> <p>2007年8月 燐アセットマネージメント株式会社 取締役</p> <p>同年11月 株式会社グランドホテル松任 取締役</p> <p>2009年4月 燐アセットマネージメント株式会社 取締役 兼 東京支社長</p> <p>2010年4月 同 代表取締役</p> <p>2021年2月 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤)(現任)</p> <p>サムティ株式会社 執行役員 経営管理本部 財務部長</p> <p>2023年4月 同 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 財務部長</p> <p>2024年2月 同 執行役員 経営管理本部長 兼 財務部長</p> <p>同年6月 同 取締役 財務戦略本部長(非常勤)(現任) サムティホールディングス株式会社 執行役員 財務戦略本部長(現任)</p>	—

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)	沼田 拓也	2015年4月 同年6月 2021年4月 2022年2月 同年6月 2024年6月	大和証券株式会社 同 不動産・REITセクタ一部 株式会社大和証券グループ本社 経営企画部 課長代理 兼 大和証券株式会社 経営企画部 課長代理 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤)(現任) 株式会社大和証券グループ本社 経営企画部 上席課長代理 兼 大和証券株式会社 経営企画部 上席課長代理 同 経営企画部 次長 兼 同 経営企画部 次長(現任)	—

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	中島 洋	1968年4月 オリックス株式会社 1994年11月 同 大阪営業推進部長 1995年6月 同 取締役 1998年6月 同 取締役兼執行役員 1999年6月 同 執行役 2001年4月 同 常務執行役員 2003年4月 同 専務執行役 同年10月 同 専務執行役兼リスク管理本部長・債権管理室管掌 2009年1月 同 顧問 2010年6月 燐キャピタルマネージメント株式会社 監査役 同年6月 燐アセットマネージメント株式会社 監査役(非常勤)(現任)	—

②資産運用会社の従業員の状況（2024年6月4日現在）

出向元	人数	出向元と兼務がある場合にはその状況
サムティ株式会社	7名	無
資産運用会社従業員総数（注）	96名	—

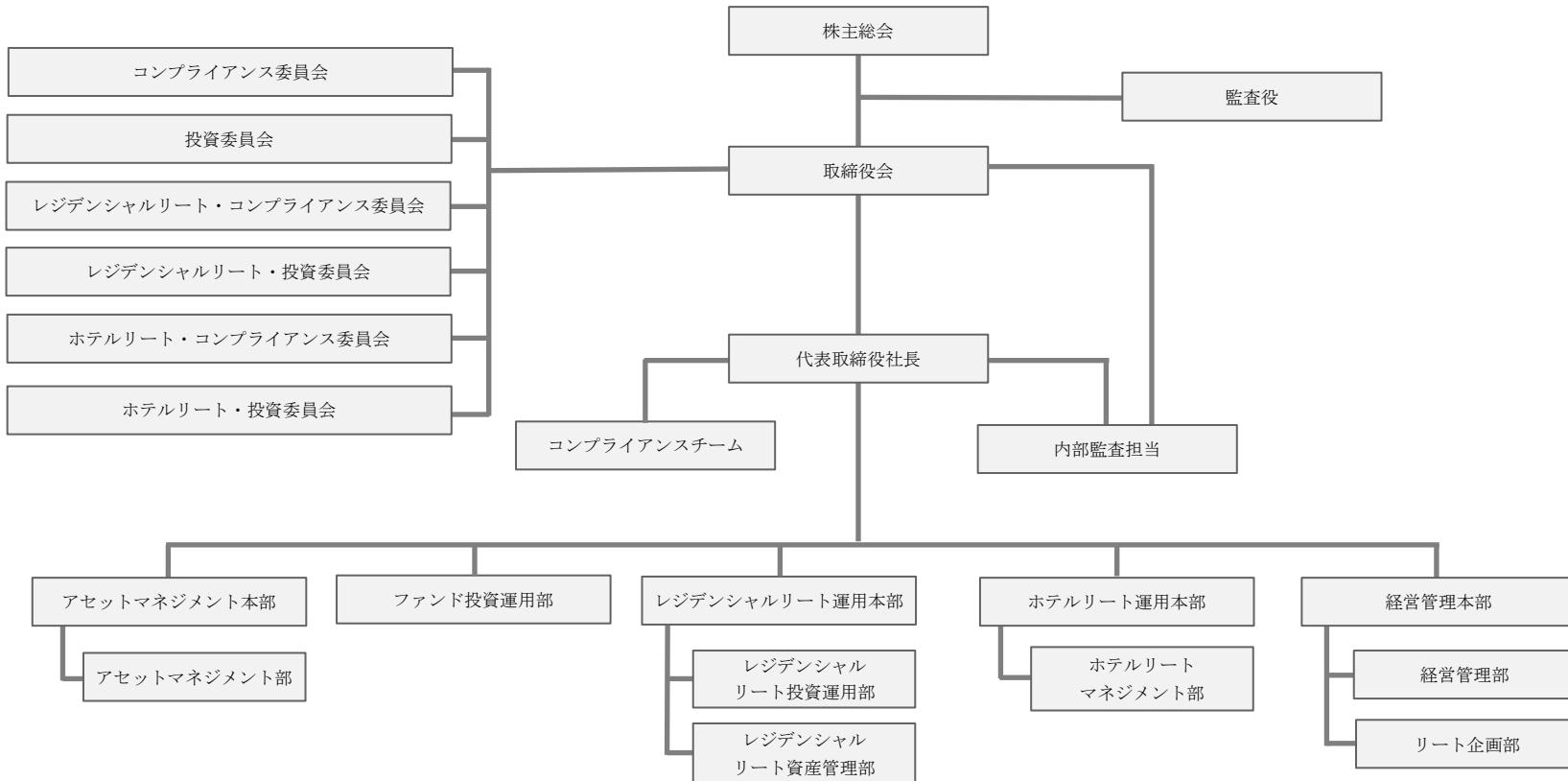
（注）資産運用会社従業員数には、上記「①資産運用会社の役員の状況（2024年6月4日現在）」に記載の役員は含まれていません。

④ 投資法人及び資産運用会社の運用体制

本投資法人の資産の運用は、本資産運用会社に委託して行います。本書の日付現在、本資産運用会社の組織及びそれぞれの業務の概略は以下のとおりです。

(ア) 業務運営の組織体制

<本資産運用会社組織図>



本資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。本投資法人を担当するレジデンシャルリート投資運用部及びレジデンシャルリート資産管理部からなるレジデンシャルリート運用本部、サムティ・ジャパンホテル投資法人（以下「ホテルリート」といいます。）を担当するホテルリート運用本部、私募ファンドを担当するファンド投資運用部、サムティが保有する不動産のリーシング等を担当するアセットマネジメント本部、経営管理部及びリート企画部からなる経営管理本部、コンプライアンスチーム、並びに内部監査担当の各部署に分掌され、ホテルリート運用本部、アセットマネジメント本部及び経営管理本部については、担当の取締役が統括します。また、本投資法人及びホテルリート、並びに私募ファンドの各案件につき、投資運用等に関する3つの投資委員会、コンプライアンスに関する3つのコンプライアンス委員会を設置しています。

本資産運用会社は、内部監査に関する社内体制を整備し、内部監査及びモニタリングを通じて、リスクを特定し、その最小化を図っています。

(イ) 本資産運用会社の各組織の業務の概要

各組織の主な業務は以下のとおりです。

組織・機関	主な業務の概略
ファンド投資運用部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業（投資運用業（受託投資法人の投資運用業を除きます。））に関する事項 ・ 金融商品取引業（投資助言・代理業）に関する事項 ・ 金融商品取引業（第二種金融商品取引業）に関する事項 ・ 総合不動産投資顧問業に関する事項 ・ 宅地建物取引業に関する事項 ・ 私募ファンドの保証に関する事項 ・ 私募ファンドの広報に関する事項 ・ アセットマネジメント本部が対象としない不動産の管理業務 ・ 自己勘定投資に関する事項 ・ その他上記に付随又は関連する事項
レジデンシャルリート運用本部	<p>レジデンシャルリート投資運用部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本投資法人の資産運用方針の策定 ・ 本投資法人の資産の取得及び譲渡に係る業務（対象物件の選定、取引相手方との交渉及びデューデリジェンスを含みます。） ・ 不動産マーケットの調査・分析 ・ 本投資法人の運用資産の評価手法の研究・開発 ・ その他上記に付随又は関連する事項 <p>レジデンシャルリート資産管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本投資法人の資産管理方針の策定 ・ 本投資法人の投資物件のリーシング、期中管理（指図、修繕、管理業者の選定、保険契約等を含みます。）並びに内部成長の推進 ・ 本投資法人の資産の運用の基本方針及び物件別収支計画の策定 ・ 不動産等の評価方法に関する事項 ・ その他上記に付随又は関連する事項

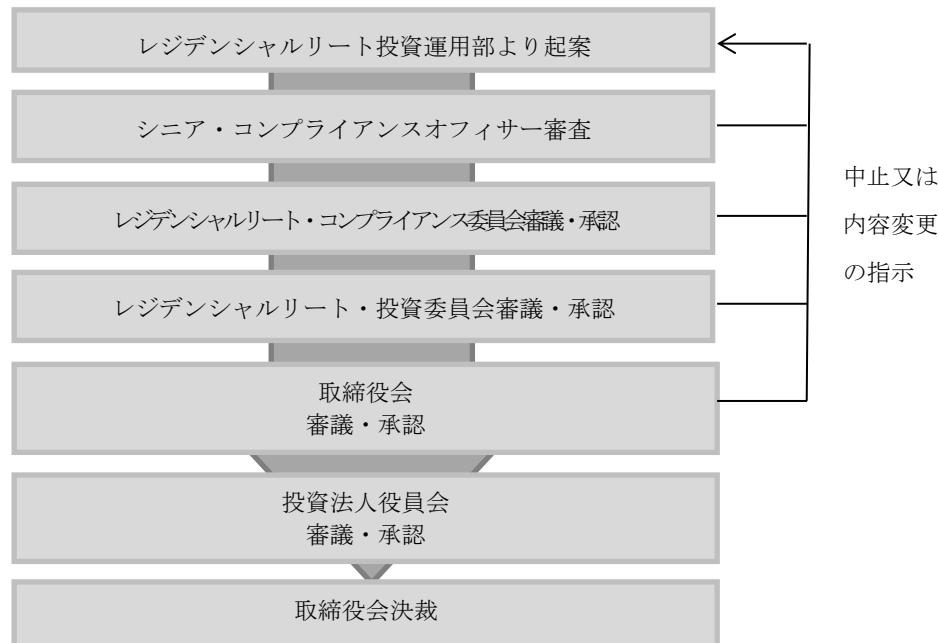
組織・機関	主な業務の概略
ホテルリート運用本部	<p>ホテルリートマネジメント部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホテルリートの資産運用方針の策定 ・ ホテルリートの資産の取得及び譲渡に係る業務（対象物件の選定、取引相手方との交渉及びデューデリジェンスを含みます。） ・ 不動産マーケットの調査・分析 ・ ホテルリートの運用資産の評価手法の研究・開発 ・ ホテルリートの資産管理方針の策定 ・ ホテルリートの投資物件のリーシング、期中管理（指図、修繕、管理業者の選定、保険契約等を含みます。）並びに内部成長の推進 ・ ホテルリートの資産の運用の基本方針及び物件別収支計画の策定 ・ 不動産等の評価方法に関する事項 ・ 宅地建物取引業に関する事項 ・ その他上記に付随又は関連する事項
経営管理本部	リート企画部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資法人の財務に関する事項 ・ 投資法人の投資家対応に関する事項 ・ 投資法人の投資主への資産運用報告による通知に関する事項 ・ 投資法人の投資口の追加発行に関する事項 ・ 上場不動産投資市場の調査分析に関する事項 ・ 投資法人の一般事務受託者との対応に関する事項 ・ 投資法人の広報・I Rに関する事項 ・ 投資法人のディスクロージャーに関する事項 ・ 投資法人の経営企画業務 ・ 投資法人の投資主総会に関する事項 ・ 投資法人のホームページの運営に関する事項 ・ その他上記に付随又は関連する事項

組織・機関	主な業務の概略
経営管理本部	<p>経営管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会に関する事項 ・ 取締役会等に関する事項 ・ 投資委員会、レジデンシャルリート・投資委員会及びホテルリート・投資委員会の運営に関する事項 ・ コンプライアンス委員会、レジデンシャルリート・コンプライアンス委員会及びホテルリート・コンプライアンス委員会の運営に関する事項 ・ 決算に関する事項 ・ 株式に関する事項 ・ 組織に関する事項 ・ 人事に関する事項 ・ 労務に関する事項 ・ 重要な職務執行に関する事項 ・ 印章に関する事項 ・ 備品、消耗品、経費等に関する事項 ・ 情報取扱に関する事項 ・ 契約締結に関する事項 ・ 契約書式に関する事項 ・ 契約書管理に関する事項 ・ 経理に関する事項 ・ 投資法人の会計に関する事項 ・ 外注先の管理に関する事項 ・ 総務関係費用支払に関する事項 ・ ホームページの運営に関する事項（ただし、投資法人のホームページの運営に関する事項については、リート企画部が所管します。） ・ 危機管理等に関する事項 ・ その他上記に付随又は関連する事項
アセットマネジメント本部	<p>アセットマネジメント部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サムティが保有する不動産（以下「対象不動産」といいます。）の資産管理方針の策定 ・ 対象不動産のリーシング、期中管理（修繕、管理業者の選定、保険契約等を含みます。）及び内部成長の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象不動産の運用の基本方針及び物件収支計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象不動産等の評価方法に関する事項 ・ 対象不動産の処分に必要な事務手続 ・ レンダー及び出資者（以下「対象者」といいます。）に対する事務手続 <ul style="list-style-type: none"> i) 計画書（年度事業計画書及び年間資金計画書等）及び報告書の作成・提出 ii) 必要な通知手続 iii) 対象者の同意・承諾を必要とする場合における事務作業 <ul style="list-style-type: none"> ・ その他上記に付随又は関連する事項

るものとします。

- (a) 利害関係人等との間で取引を行う場合、レジデンシャルリート投資運用部は、稟議書の作成を行い、レジデンシャルリート投資運用部部長からシニア・コンプライアンスオフィサーに提出します。
- (b) シニア・コンプライアンスオフィサーは、法令等遵守状況の確認を行い、レジデンシャルリート・コンプライアンス委員会に上程します。
- (c) レジデンシャルリート・コンプライアンス委員会は、稟議書についての審議及び法令等遵守状況の確認を行い、審議の結果をレジデンシャルリート・投資委員会に上程します。
- (d) レジデンシャルリート・投資委員会は、稟議書の審議を行い、審議の結果を取締役会に上程します。
- (e) 取締役会は、上程された内容を審議し、審議の結果を本投資法人の役員会に上程します。
- (f) 本投資法人の役員会は、上程された内容に係る事前承認の可否を審議し、審議の結果を取締役会に上程します。なお、かかる意思決定手続の過程において否決された議案は、起案部署に差し戻されるものとされています。
- (g) 取締役会は、本投資法人の承認を確認した上、当該利害関係人等との取引を決裁します。

(受託投資法人と利害関係人等との取引における基本的な意思決定フロー)

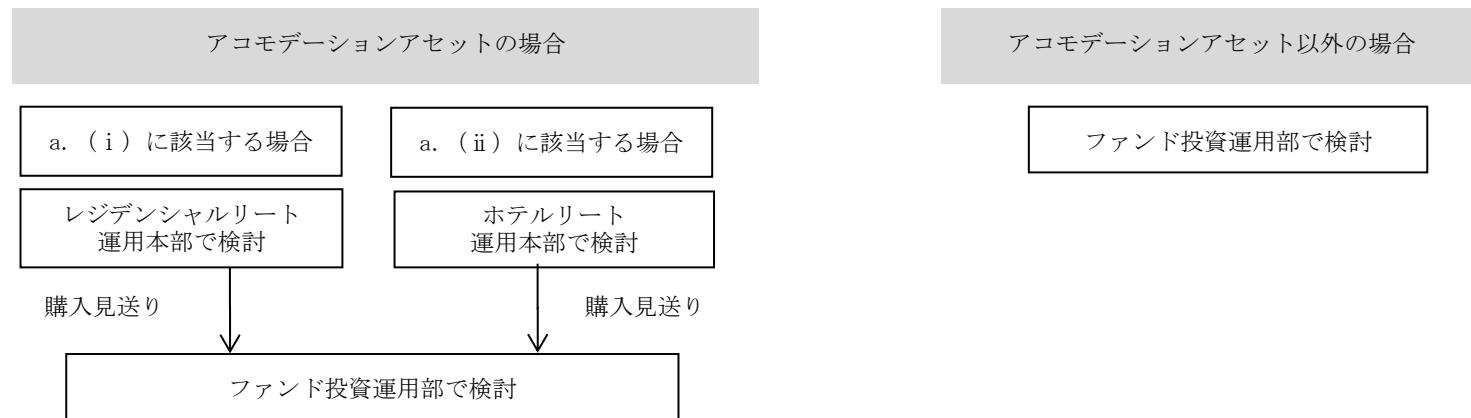


- (b) 利害関係人等へその他の資産を譲渡する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は (a) に準ずるものとします。
 - (c) 取得日から 6 ヶ月を経過した鑑定評価書の鑑定評価額を基準とする場合には、当該鑑定価格が市況に鑑み適切であるかを検討した上で、譲渡するものとします。
- (iii) 物件の賃貸
- (a) 利害関係人等へ物件を賃貸する場合は、市場価格、周辺相場等を調査し、物件の規模等を考慮の上、必要に応じて利害関係人等でない第三者のマーケットレポート等を参考の上、適正と判断される条件で賃貸しなければならないものとします。
 - (b) 取得する物件について、利害関係人等へ既に賃貸している場合は、取得後も当該利害関係人等に賃貸することができることとしますが、賃貸料の決定については (a) に準ずるものとします。
- (iv) 不動産管理業務等委託
- (a) 利害関係人等へ不動産管理業務等を委託する場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、委託料については、市場水準、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、適正と判断される条件で決定するものとします。
 - (b) 取得する物件について、利害関係人等が既に不動産管理業務等を行っている場合は、取得後の不動産管理業務等は当該利害関係人等に委託することができることとしますが、委託料の決定については (a) に準ずるものとします。
- (v) 工事等発注
- 利害関係人等へ工事等を発注する場合は、工事規模等を考慮の上、必要に応じて第三者の見積価格及び内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で工事の発注を行うものとします。ただし、見積価格が 20 万円以下の場合を除きます。
- (vi) 売買・賃貸の媒介委託
- (a) 資産の取得又は売却の媒介を利害関係人等へ委託する場合は、宅建業法に規定する報酬の範囲内とし、売買価格の水準、媒介の難易度等を勘案して決定します。
 - (b) 賃貸の媒介を利害関係人等へ委託する場合は、宅建業法に規定する報酬の範囲内とし、賃料水準、媒介の難易度等を勘案して決定します。
- (vii) 損害保険の契約締結
- 利害関係人等と損害保険の新規加入、既契約の補償内容・保険料その他既契約の変更（契約条件の変更を伴わない更新等を除く。）等を行う場合は、適正と判断される条件で行うものとします。
- (viii) その他重要な取引
- (イ) 本投資法人とホテルリート及び私募ファンドとの間の物件取得に関する検討順位
- 本資産運用会社は、本投資法人の運用を行うレジデンシャルリート運用本部と、ホテルリートの運用を行うホテルリート運用本部及び私募ファンドの運用を行うファンド投資運用部との間で利益相反が生じないよう、社内体制を確立しています。具体的には、本投資法人の運用を行うレジデンシャルリート運用本部、レジデンシャルリート投資運用部及びレジデンシャルリート資産管理部、ホテルリートの運用を行うホテルリート運用本部及びホテルリートマネジメント部、私募ファンドの運用を行うファンド投資運用部とを分け、将来においても各本部及び部の間において本部長及び部長の兼務（ただし、レジデンシャルリート運用本部、レジデンシャルリート投資運用部及びレジデンシャルリート資産管理部の間並びにホテルリート運用本部及びホテルリートマネジメント部の間の兼務は除きます。）が生じないよう徹底します。
- 本書の日付現在、本投資法人とホテルリート及び私募ファンドとの間の物件取得に関する検討順位は以下の意思決定手続によるものとします。

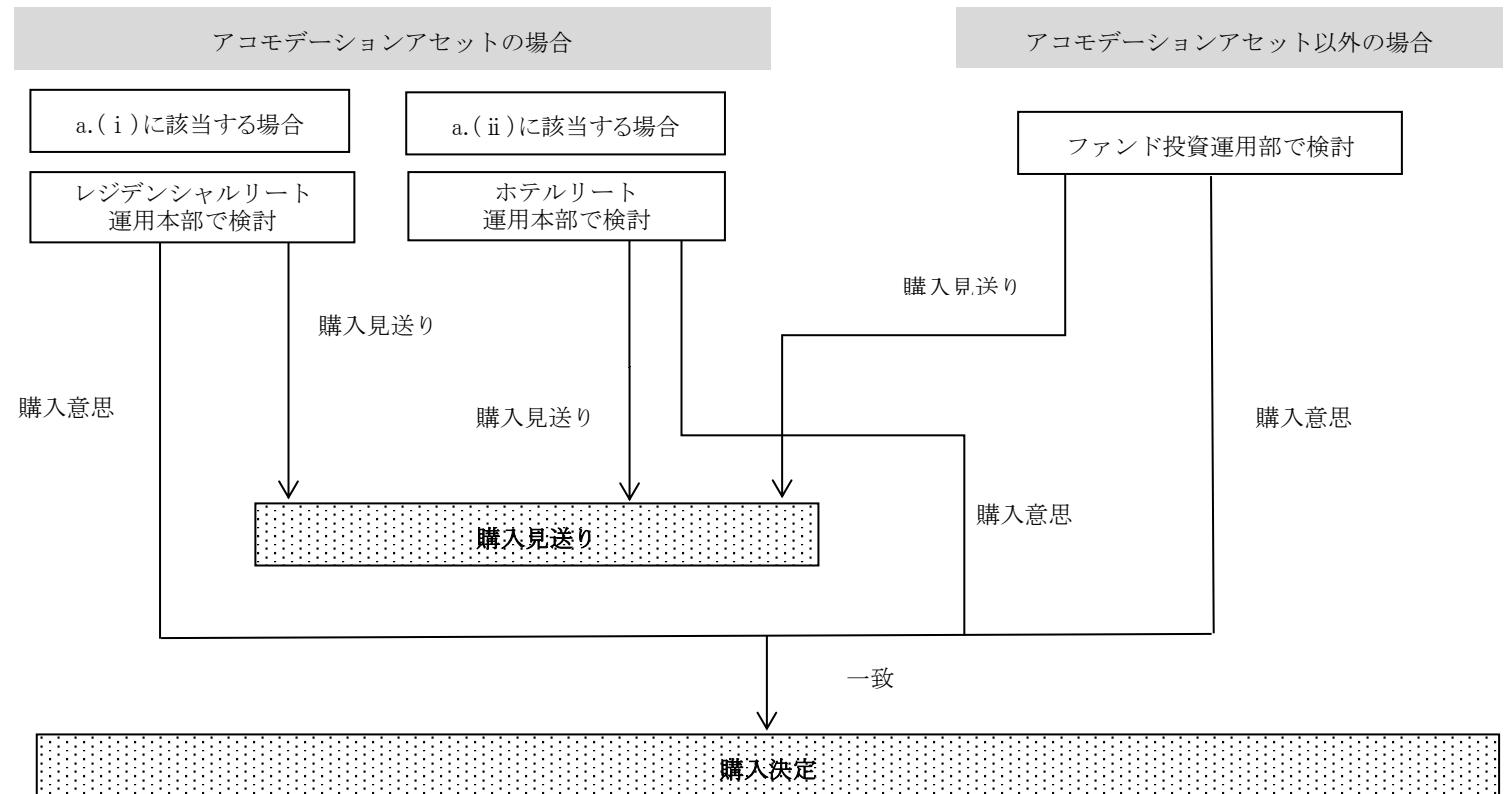
- a. アコモデーションアセット（賃貸住宅、ホテル・旅館その他宿泊施設及びヘルスケア施設等の賃貸住宅周辺領域の不動産をいいます。以下同様です。）の場合
- (i) アコモデーションアセットのうち、賃貸住宅、宿泊施設 ((i) 1 取得対象あたりの取得価格が 10 億円未満のホテル・旅館その他宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。その後の改正を含みます。以下「旅館業法」といいます。）上の宿泊施設を経営するための宿泊施設で、ホテル・旅館以外の各宿泊施設及びサービスアパートメント等を含みますが、民泊（家具等の備置その他一定の環境整備等をした上で宿泊サービスを提供する住居若しくは宿泊施設をいいます。以下同じです。）を含みません。）及びこれらの付帯施設、並びに (ii) 民泊及びこれらの付帯施設をいいます。）及びヘルスケア施設（主たる用途を、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。その後の改正を含みます。）に規定する「有料老人ホーム」及び「認知症高齢者グループホーム」とする建物を含むがこれらに限られません。）等については、本投資法人による取得の検討を優先し、その売買情報については、レジデンシャルリート運用本部に優先的に伝達します。
- (ii) アコモデーションアセットのうち、ホテル・旅館その他宿泊施設（旅館業法上の宿泊施設を経営するための宿泊施設で、ホテル・旅館以外の各宿泊施設及びサービスアパートメント等を含み、1 取得対象あたりの取得価格が 10 億円以上のものに限ります。なお、民泊は含まないものとします。）及びこれらの付帯施設については、ホテルリートによる取得の検討を優先し、その売買情報については、ホテルリート運用本部に優先的に伝達します。
- (iii) ファンド投資運用部において取得したアコモデーションアセット売買情報についてもレジデンシャルリート運用本部又はホテルリート運用本部の一方に優先的に伝達します。
- (iv) レジデンシャルリート運用本部又はホテルリート運用本部は、ファンド投資運用部からアコモデーションアセット売買情報を受領した場合には、遅滞なく取得の方針等を決定します。
- (v) レジデンシャルリート運用本部又はホテルリート運用本部が購入を見送った場合、ファンド投資運用部に情報がリリースされます。
- (vi) レジデンシャルリート運用本部又はホテルリート運用本部より、バリューアップ期間や次回 P0（公募増資）までの期間に係るブリッジ依頼があった場合、スポンサー又は当社が投資顧問契約を締結する私募ファンドにて一時的に取得することを検討します（ウェアハウジングサポート、ブリッジファンド組成）。
- b. アコモデーションアセット以外については、私募ファンドによる取得の検討のみを行い、その売買情報は、ファンド投資運用部に伝達し、ファンド投資運用部は、遅滞なく取得の方針等を決定します。
- c. アコモデーションアセットとアコモデーションアセット以外の両方が含まれた複数物件の売買（例えばバルクセールにおける一括売却の場合等）の情報については、レジデンシャルリート運用本部（上記 a. (i) に該当するアコモデーションアセットが含まれる場合）、ホテルリート運用本部（a. (ii) に該当するアコモデーションアセットが含まれる場合）及びファンド投資運用部のいずれにも伝達され、アコモデーションアセットのうち a. (i) に該当するアコモデーションアセット（もしあれば）についてはレジデンシャルリート運用本部において、アコモデーションアセットのうち a. (ii) に該当するアコモデーションアセット（もしあれば）についてはホテルリート運用本部において、アコモデーションアセット以外についてはファンド投資運用部において取得の方針、個別物件各自の取得価格等を検討します。当該物件の購入の決定は、各本部及び部が算定した個別物件の取得価格の合計以下の価格で交渉が可能な場合にのみ行い、レジデンシャルリート運用本部、ホテルリート運用本部又はファンド投資運用部のいずれかが各アセットについて購入を見送った場合には、当該物件の購入は見送ることとなります。
- d. 1 つの物件中に、アコモデーションアセットとアコモデーションアセット以外が含まれている場合の物件の売買情報については、

主たる用途(注)がa.(i)記載のアコモデーションアセットの場合は、レジデンシャルリート運用本部に、主たる用途がa.(ii)記載のアコモデーションアセットの場合は、ホテルリート運用本部に、主たる用途がアコモデーションアセット以外の場合は、ファンド投資運用部に情報が伝達され、伝達された部において取得の方針、取得価格等を検討し、購入の決定を行います。

(注)「主たる用途」とは、当該1物件当たりの賃貸可能面積に対する当該用途に対応する賃貸面積比率が50%以上である場合をいいます。



アコモデーションアセットとアコモデーションアセット以外が混在している場合



物件名称				賃借人 (マスターリース会社を 含む)	プロパティ・ マネジメント会社
S-FORT潮見	S-FORT湘南平塚	S-FORT茅ヶ崎	S-FORT富士見台		
S-RESIDENCE松戸	S-RESIDENCE本八幡	S-FORT錦糸町	S-FORT駒沢大学		
S-FORT横浜青葉台	S-FORT川崎神明町	S-FORT本八幡Mairie	S-FORT船橋roots		
S-FORTたまプラーザ	S-FORT中板橋	S-FORT亀戸	S-FORT行徳		
S-FORT船橋海神	S-FORT船橋本町	S-FORT八王子	S-RESIDENCE北千住reiz		
S-FORT大森山王	S-FORT上池台	S-FORT鶴見中央			

③ 支払手数料等の金額

(単位：千円)

区分	支払手数料等総額 (A)	利害関係人等との取引内訳		総額に占める割合 (B/A) (注)
		支払先	支払額 (B)	
管理委託費	158, 836	サムティプロパティマネジメント 株式会社	81, 352	51. 2%
PM報酬	119, 348		62, 489	52. 4%
リーシング促進費	162, 960		85, 324	52. 4%
修繕費	807, 026		469, 485	58. 2%

(注) 支払手数料等総額に対する各区分の支払額の割合の小数第2位を四捨五入して記載しています。

④ その他利害関係人等及び主要株主への主な支払金額
該当事項はありません。

(2) 物件取得者等の状況※ ① 会社名・氏名、② 特別な利害関係にある者との関係、③ 取得又は譲渡経緯・理由等

【取得】

物件名 (所在地)	投資法人	前所有者等	前々所有者等	前々々所有者等
※	③ 取得（譲渡）価格 ^(注1) 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 ^(注1) 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期
S-RESIDENCE 上飯田 West (愛知県名古屋市北区上 飯田西町一丁目 29 番 1 他)	③ 本投資法人の規約に定める投資基 準に適合し、中長期にわたり収益 性を確保できる物件であるとの判 断から取得しました。取得価格は 鑑定評価額の範囲内であり、合理 的かつ妥当であると判断しております。	① サムティ株式会社 ② 本資産運用会社の親会社 ③ 開発目的で取得（2023 年 1 月 建築）	特別な利害関係にある者以外	特別な利害関係にある者以外
	1,100 百万円	非開示（前所有者が 1 年を超えて 物件（土地）を所有しているため 記載を省略します。）	—	—
	2023 年 11 月	2021 年 3 月（土地取得）	—	—
S-RESIDENCE 西町 (北海道札幌市西区西町 北十一丁目 1 番 1)	③ 本投資法人の規約に定める投資基 準に適合し、中長期にわたり収益 性を確保できる物件であるとの判 断から取得しました。取得価格は 鑑定評価額の範囲内であり、合理 的かつ妥当であると判断しております。	① サムティ株式会社 ② 本資産運用会社の親会社 ③ 開発目的で取得（2023 年 3 月 建築）	特別な利害関係にある者以外	特別な利害関係にある者以外
	940 百万円	非開示（前所有者が 1 年を超えて 物件（土地）を所有しているため 記載を省略します。）	—	—
	2023 年 11 月	2021 年 12 月（土地取得）	—	—
S-FORT 高松中野町 (香川県高松市中野町 1 番 7 号)	③ 本投資法人の規約に定める投資基 準に適合し、中長期にわたり収益 性を確保できる物件であるとの判 断から取得しました。取得価格は 鑑定評価額の範囲内であり、合理 的かつ妥当であると判断しております。	① サムティ株式会社 ② 本資産運用会社の親会社 ③ 投資目的で取得	特別な利害関係にある者以外	特別な利害関係にある者以外
	459 百万円	非開示 ^(注2)	—	—
	2023 年 11 月	2023 年 2 月	—	—

物件名 (所在地)	投資法人	前所有者等	前々所有者等	前々々所有者等
S-FORT 鶴見中央 (神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央三丁目 25 番 6 号)	③ 本投資法人の規約に定める投資基 準に適合し、中長期にわたり収益 性を確保できる物件であるとの判 断から取得しました。取得価格は 鑑定評価額の範囲内であり、合理 的かつ妥当であると判断してお ります。	① サムティ株式会社 ② 本資産運用会社の親会社 ③ 投資目的で取得	特別な利害関係にある者以外	特別な利害関係にある者以外
	617 百万円	非開示（前所有者が 1 年を超えて 物件を所有しているため記載を省 略します。）	—	—
	2023 年 11 月	2021 年 9 月	—	—

(注1) 「取得価格」は、物件の取得に要した諸費用（売買媒介手数料、公租公課等）を含まない金額（売買契約書等に記載された不動産等の売買代金の金額）を百万円未満は切り捨てて記載していま
す。

(注2) 前所有者等の取得価格については、前々所有者等より取得価格の開示の同意が得られないため非開示としていますが、前所有者等の 2023 年 9 月末時点における S-FORT 高松中野町の帳簿価格は
457 百万円です。帳簿価格及び不動産鑑定評価書の内容等を勘査し、本投資法人の取得価格は妥当な金額であると判断しています。

4. その他

(1) 不動産鑑定機関の選定方針及び概要（2024年1月31日時点）

①選定方針

不動産鑑定機関の選定に当たり、本資産運用会社からの第三者性が確保でき、かつ投資法人の不動産鑑定機関採用社数、鑑定実績、所属不動産鑑定士数等から信用性の確保ができる不動産鑑定機関に発注します。

②鑑定事務所の委託・評価基準

委託に際しては、後記に掲げる項目を全て満たす委託先を選定します。

- ・不動産鑑定士が3名以上在籍すること。
- ・不動産証券化に関連する業務の経験があり、業務が適切に遂行される能力があると認められること。
- ・直近の3年間に、重大な法令違反、不祥事等の発生した事実のないこと。
- ・直近の3年間の本投資法人又は本資産運用会社からの実績において、不適切な事実の発生がないこと。
- ・依頼する不動産鑑定評価についての報酬が、その業務内容及び鑑定評価の作成に当たり相応の水準であること。

③不動産鑑定機関の概要

物件名称			不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由		
S-RESIDENCE 難波 Briller	S-RESIDENCE 神戸磯上通	S-RESIDENCE 新大阪駅前	株式会社 谷澤総合鑑定所	東京都 港区赤坂 一丁目11番 44号	不動産鑑定業 国土交通大臣登録 第19号 (社)日本不動産鑑定士協会連合会加盟 全国の主要都市に拠点を配しており、マーケットの認識、地方都市の評価業務受託において優位性、迅速性があります。また情報管理体制としては ISO 27001 の認証を取得しており体制整備されています。 専門的資格者として不動産鑑定士を多数擁しております、業務を的確に遂行できる組織及び態勢となっています。受託実績としては、投資法人から継続的に業務を受託しており業務執行能力並びに経験において信頼性は高いと考えられます。コスト面においても他社との比較から妥当であると判断しました。	
S-FORT 福岡東	S-RESIDENCE 神戸元町	S-FORT 神戸神楽町				
S-RESIDENCE 緑橋駅前	S-FORT 鶴舞 reale	S-FORT 北山王				
S-FORT 北円山	S-FORT 神戸三宮北	S-FORT 青葉上杉				
S-RESIDENCE 新大阪 Ridente	S-RESIDENCE 葵	S-RESIDENCE 志賀本通				
S-RESIDENCE 千種	S-FORT 熱田六番	S-FORT 北千種				
S-FORT 熱田花町	S-FORT 堀田通	S-FORT 名駅南五丁目				
S-RESIDENCE 名駅南	S-RESIDENCE 浅間町	S-FORT 大正リヴィエール				
S-RESIDENCE 名駅	S-RESIDENCE 江坂	S-FORT 四日市西新地				
S-FORT 大分駅前	S-FORT 大分大手町	S-FORT 新潟本町				

物件名称			不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由		
S-FORT 一宮本町	S-RESIDENCE 千里丘	S-FORT 新潟笹口	大和不動産鑑定 株式会社 東京都 千代田区 一ツ橋一丁目1番1号	127名 不動産鑑定業 国土交通大臣登録 第30号 (社)日本不動産鑑定士協会連合会加盟 全国の主要都市に拠点を配しており、マーケットの認識、地方都市の評価業務受託において優位性、迅速性があります。また情報管理体制、並びに品質保証としてISO 27001、9001の認証を取得しており体制整備されています。専門的資格者として不動産鑑定士を多数擁しております、業務を的確に遂行できる組織及び態勢となっています。受託実績としては、投資法人から継続的に業務を受託しており業務執行能力並びに経験において信頼性は高いと考えられます。コスト面においても他社との比較から妥当であると判断しました。		
S-RESIDENCE 四日市元町	S-FORT 鹿児島駅前 ベイサイド	S-RESIDENCE 一宮駅前				
S-FORT 高松中野町	S-FORT 日本橋箱崎	S-FORT 湘南平塚				
S-FORT 西船橋	S-FORT 舞浜	S-RESIDENCE 横浜反町				
S-FORT 茅ヶ崎	S-FORT 川口並木	S-FORT 戸田公園				
S-RESIDENCE 松戸	S-RESIDENCE 本八幡	S-FORT 中板橋				
S-FORT 筑紫通り	S-FORT 福岡県庁前	S-FORT 高宮				
S-FORT 榴岡公園	S-FORT 六番町	S-FORT 中島公園				
S-FORT 二条城前	S-FORT 知恩院前	S-FORT 大須観音				
S-FORT 新瑞橋	S-FORT 豊平三条	S-FORT 福島 La Luna				
S-FORT 福島 Libre	S-FORT 上社	S-RESIDENCE 宮の森				
S-FORT 東札幌 Nordo	S-FORT 大阪同心	S-RESIDENCE 葵II				
S-RESIDENCE 桑園 EAST	S-FORT 八事	S-FORT 札幌元町				
S-RESIDENCE 净心 II	S-RESIDENCE 京都竹田 Dormitory	S-FORT 桜ノ宮				
S-FORT 月寒	S-RESIDENCE 西町	S-FORT 佐賀本庄				
S-FORT 佐賀医大前	S-FORT 西宮	S-FORT 西宮上ヶ原				
S-FORT 高砂町	S-FORT 江坂垂水町	S-FORT 元浜				

物件名称			不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由		
S-FORT 高崎	S-FORT 江坂 Fiore	S-FORT 潮見				
S-FORT 市川	S-RESIDENCE 横須賀中央	S-FORT 船橋塚田				
S-FORT 柏	S-FORT 錦糸町	S-FORT 横浜青葉台				
S-FORT 本八幡 Mairie	S-FORT 船橋 roots	S-FORT 小田原				
S-FORT 亀戸	S-FORT 船橋本町	S-FORT 小田原栄町				
S-FORT 大森山王	S-FORT 上池台	S-FORT 鶴見中央				
S-FORT 鶴舞 marks	S-FORT 北大前	S-FORT 四日市元町	一般財団法人 日本不動産 研究所	東京都 港区虎ノ門 一丁目 3 番 1 号	269 名	不動産鑑定業 国土交通大臣登録 第 8 号 (社) 日本不動産鑑定士協会連合会加盟 日本全国に拠点を配しており、マーケットの認識、地方都市の評価業務受託において圧倒的な優位性、迅速性があります。また情報管理体制として、所内文書管理規定、所内情報セキュリティ基本方針等に基づき運用されており体制整備されています。専門的資格者として、不動産鑑定士を多数擁しており、業務を的確に遂行できる組織及び態勢となっています。受託実績としては、投資法人から継続的に業務を受託しており業務執行能力並びに経験において信頼性は高いと考えられます。コスト面においても他社との比較から妥当であると判断しました。
S-FORT 鈴鹿	S-FORT 宇都宮	S-FORT 水戸中央				
S-FORT 蒔田公園	S-FORT 保谷	S-FORT 玉川学園前				
S-FORT 鶴川	S-FORT 富士見台					
S-FORT 桜川南	S-FORT 福島 EBIE	S-FORT 都島内代	JLL 森井鑑定 株式会社	東京都 港区新橋 二丁目 6 番 2 号	55 名	不動産鑑定業 国土交通大臣登録 第 139 号 (社) 日本不動産鑑定士協会連合会加盟 マーケットの認識、地方都市の評価業務受託において圧倒的な優位性、迅速性があります。専門的資格者として、不動産鑑定士を多数擁しており、業務を的確に遂行できる組織及び態勢と
S-FORT 大今里西	S-FORT 札幌北 5 条	S-RESIDENCE 円山表参道				
S-RESIDENCE 桑園	S-FORT 桜川	S-RESIDENCE 近代美術館前				

物件名称			不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由		
S-RESIDENCE 堀田	S-RESIDENCE 上飯田 West	S-FORT 江坂 LIBERTS			なっています。受託実績としては、投資法人から継続的に業務を受託しており業務執行能力並びに経験において信頼性は高いと考えられます。コスト面においても他社との比較から妥当であると判断しました。	
S-FORT 佐賀天神	S-FORT 湖南梅影 I	S-FORT 江坂公園				
S-FORT 大分寿町	S-FORT 保田窪	S-FORT 平成けやき通り				
S-RESIDENCE 高井田 Central						

(2) エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針及び概要

①選定方針

エンジニアリング・レポート作成機関の選定に当たり、本資産運用会社からの第三者性が確保でき、投資法人を含む受託実績が豊富であり信用性の確保ができる適切な業者に発注します。また、エンジニアリング・レポート作成機関候補は複数確保し、取引の内容及び相手先等を勘案し、適切な業者を選定し、委託を行います。

②エンジニアリング・レポート作成機関の委託・評価基準

委託に際しては、後記に掲げる項目を全て満たす委託先を選定します。

- ・性能評価機関認定、国内証券取引所上場若しくはその子会社・関連会社、又は資本金1千万円以上であること。
- ・不動産証券化に関連する業務の経験があり、業務が適切に遂行される能力があると認められること。
- ・直近の3年間に、重大な法令違反、不祥事等の発生した事実のないこと。
- ・直近の3年間の本投資法人又は本資産運用会社からの実績において、不適切な事実の発生がないこと。
- ・依頼するエンジニアリング・レポートの作成についての報酬が、その業務内容及びエンジニアリング・レポートの作成に当たり相応の水準であること。

③エンジニアリング・レポート作成機関の概要

物件名称	エンジニアリング・レポート作成機関の概要			
	名称	住所	事業内容	選定理由
・S-RESIDENCE 上飯田 West ・S-RESIDENCE 西町 ・S-FORT 高松中野町	株式会社 東京カンティ	東京都品川区上大崎三丁目8番3号	不動産デューデリジェンス確認検査業務等	一級建築士をはじめとする多種に及ぶ専門的資格者を擁しており、複数の投資法人からもデューデリジェンス業務を受託しており、業務執行能力は十分と考えられます。またコスト面においても他社との比較から妥当であると判断しました。
・S-FORT 鶴見中央	日本建築検査協会 株式会社	東京都中央区日本橋三丁目13番11号	不動産デューデリジェンス確認検査業務等	BELCA 正会員 一級建築士をはじめとする多種に及ぶ専門的資格者を擁しており、複数の投資法人からもデューデリジェンス業務を受託しており、業務執行能力は十分と考えられます。

物件名称	エンジニアリング・レポート作成機関の概要			
	名称	住所	事業内容	選定理由
				またコスト面においても他社との比較から妥当であると判断しました。

(3) その他利益相反の可能性のある取引
該当事項はありません

(4) IRに関する活動状況

①基本方針

本投資法人は、透明性確保の観点から、法定開示に加え、投資家に対して正確で偏りのない情報を適時にかつ分かり易く開示することに努めるとともに、投資家にとって重要又は有用と判断した情報について可能な限り積極的かつ自主的な開示を行うものとします。
なお、開示を行うに際しては、投信法、金商法、株式会社東京証券取引所及び一般社団法人投資信託協会等がそれぞれ規定する内容及び様式に従って、適切に開示を行います。

②IRスケジュール

本投資法人は、決算に係るIR活動を以下のスケジュールで行う予定です。

- ・決算月：1月、7月
- ・決算短信発表：3月、9月
- ・決算アナリスト説明会：3月、9月
- ・資産運用報告発送：4月、10月
- ・有価証券報告書の提出：4月、10月

③具体的なIR活動の内容

本投資法人及び本資産運用会社では、次の諸施策を積極的に実施する予定です。

(ア) アナリスト・機関投資家向け活動

ウェブサイトへの各種開示情報の掲載、決算説明会の開催、投資家への個別面会等

(イ) 個人投資家向け活動

ウェブサイトへの各種開示情報の掲載、証券会社等が主催するIRイベントへの参加、証券会社の支店等で説明会の開催、運用状況報告会の開催等

(5) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

本資産運用会社は反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制を整備しています。

具体的には、シニア・コンプライアンスオフィサーが適宜研修を実施し反社会的勢力排除の周知徹底を行うとともに、事前確認等の対象及び方法についてマニュアルを定め、反社会的勢力との取引を未然に防止するよう努めています。